

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻55号 92/1 (1部100円) 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日程 2月13日(木)AM10～ 小林証人反対尋問 (市役所東分庁舎2F)
2月27日(木)AM10～ ”

小林証人の不出頭理由は(?)

今年も元氣にがんばろう!

市芦救援会事務局

去る一月九日、滝山・小川両先生の強制配転に関する審理が開かれましたが、小林証人は前日に高血圧で休んだまま姿を見せませんでした。誠にタイミングよく血圧が上がったものです。この間、証人としては処分の基本となる配転理由を何ら明らかにできず、逆に組合員排除の不当性のみが明らかにされています。「ボロを出さないように」と、常にウソとこじつけを無理やりにつじつま合わせしようとし、しきれなくなると(当然ですが)一時的に「健忘症」を装う始末。「市芦の組合はムカつく」と真実を言えば、証人席に座る苦痛から解放されるのです。さらに、小川先生のみどり学級への配転問題については、教委管理部長から福祉部長となった証人にとって、知らないとは言えないし、障害児教育の根幹に関わる尋問となります。それらを思うたびに血圧も上がったのでしょいか。

証人不出頭ですぐ閉会となったあと、同会場で分銅弁護士から審理の状況説明があり、傍聴参加者の方々と楽しい交流集会をもちました。

さて、激動の91年も終わり、解体・再編が一層激化する92年が幕明け。せまる寒さで体が少々硬直化しても、人の心の暖かみで、楽しくしなやかな運動の創造をめざし、今年も皆様と共にがんばりましょう。よろしく願いいたします。

も／く／じ

交流集会

けがせんとがんばります	救援会会長 玉本 格	2
ゴンチャロフ労組		2
八王子養護学校つぶしの強制配転、不服申立てを東京都人事委が却下		
	強制異動に反対して闘う会	3
好きだった「生兵法実践主義」	深沢 忠	5
活動日誌／編集後記		7
決算・予算書及び御礼とお願い		8

交流集会

けがせんとがんばります

救援会会長 玉本 格

昔の市芦やったらね、日本一の教育をやったと思うんですよ。神戸に居ても「市芦はこいつい学校やな、もっとも弱い障害児を含めてやっておられて」と。私も十何年無料の教育相談やってきたんですけど、京都や大阪の高槻市とかあっちこちから電話がかかってくるんです。「市芦の方はその後どうなってるんでしょうね。ああいう学校へわが子も入学させたい」そういうことを考えたら腹が立ってね。日本一の高校を作ろうとした芦屋が、一番日本で悪い学校になってしまいいよ。それは誰がしたんや！そういうことをしゃべらしてもらわんと胸につかえてたまらんです。

それから足の方ですけど、やっぱりお医者さんの言う通りせんとがんばったならええなということがわかった。(爆笑) 七〇なんぼになったら骨つきまへんがな。「骨盤の骨を切ってひつつけたら治る可能性あるかもしれん」と、ヤイヤイ言われた。イヤになってきてね、ボンと病院飛び出して退院した。

それから一ヶ月経ってレントゲンとっても

まだひつついていません。やっぱりあきまへんと言われても、まだまだとがんばってきた。それから二ヶ月経って、不思議やなあ、骨が出てきよる。奇蹟やね。今もこの足にクギがあって、それを抜くと痛みも取れる。

詩集つくったんはそれなんです。もう世の中イヤになってしまて、ヤケクソおこしよったんですよ。そしたら、「あんた、えんぴつの家だより」いつも詩書いとるやろ。あれまどめて出したらどないや」ってきよったんよ。気分転換しようと思ったらどないや思っ、医者者に言われた三ヶ月がんばる間、その詩集つくるために元氣出てきてね、よかったと思うんです。

中味は、有名な詩人から言うたら、こら詩と違うというかも知れませんが、ただ一つだけ他の詩と違うところは事実なんです。事実を大事にしてきた。具体的事実を大事にしてきた。そういうことで、あの詩集の扉を下さる小川先生、いつも来て下さってね。その方がものすごくいいことを書いて下さってね。あれであの本がちょっとよくなった。(笑) いよいよ今年、どんなことがあっても顔だけは出したい。そんでケガせんようにしたい。いろいろ心配かけましたががんばりますので。でも長いなあ、何とかしたいなあ、よろしくお願いします。

今回はじめて傍聴参加されたゴンチャロフ労組の竹村さんから連帯の挨拶がありました。

五年前、丁度市芦つぶし、国労つぶしや人活センターの頃、会社が「来島ドック」の研修で組合つぶしを学んできて(笑)、朝礼を始業前一五分からすると命令が出た。「サービス」「企業あつての個人」という考えを教えこもうとしたんです。これはあとでわかってくることなんです。私が検便でひっかかって、食品工場ということで仕事はずしをされました。すぐ保健所でOKとなっても職場にもどされず、地下室の容器洗いを五年間させられることになりました。皆様の支援で地労委勝利命令を勝ち取りました。でも半分だけで、一日の半分はもとの職場、半日は相変らず地下の容器洗いをさせられています。全部もどすんはけったくそ悪いんですかね(笑)

ところで、これまで市芦の方にはお世話になってながら、市芦の審理には一度もこれなかって、やっと今日きたらこれです(爆笑) 一回位ヤジをとばさなアカンと思っったんですが、はじめてきて言うのもなんか悪いようで(笑)、こんどやろうと思います(笑)。

大阪で強制配転と闘っておられる納さんからも挨拶をいただき、今年も皆でがんばろうと交流集会を終えました。

各地のたたかい

八王子養護学校つぶしの強制配転
不服申立てを東京都人事委が却下

強制異動に反対して闘う会

昨年一月の通信第47号で強制配転の問題点を意見陳述書等で紹介しましたが、第三弾(88年度強制異動への不服申立)に関して昨秋に却下の裁決が出されました。教育つぶし・組合つぶしの攻撃に対して闘ってこられました。が、都人事委は教育内容など聞き入れぬ立場で不当裁決を出しています。

このたび本会に最終準備書面と裁決書を送っていただきましたので、要約し紹介します。

一九九一年七月一五日

最終準備書面(抄)

申立人 藤井 啓一

同 宮下 春子

同 畠田 敬二

■「異動要綱」自体の不当性

(1) 強制異動によって教員の資質向上、教員組織の充実はありません。

本要綱は教育の向上を図るため、①異動により全ての学校の教員組織の充実を図り、②又異動で教員の資質の向上を図るといっている。そしてこの二つの目的(教員組織の充実、教員の資質向上)を具体化する具体的方針として長期勤務者の解消を図るとしている、つまり長期勤務者の解消は目的実現の手段を目的の具体化されたものとなっている。

異動要綱では長期勤務者がじゃま者扱いされ長期勤務者の解消を図れば、つまり強制異動させれば①全ての学校の教員組織が充実し②教員の資質が向上し、ひいては教育の向上がはかられるといっている。(中略)

形式的で、強引な「異動要綱」の強行は、都教委自身の予想も超える大量の教員異動を引き起こし、特に約5割の教員が3年以下の勤務年数になっていることが、各学校で教員間の意思疎通の困難をもたらし、それぞれの教員が培ってきたエネルギーの莫大な浪費と教育活動の混乱・停滞を生み出している。(中略)

本「異動要綱」実施によって、一方で進められる教員の管理強化と、「いずれ異動させられてしまふのだから」という無気力の広がり、真意はともかく、都教委が本「異動要綱」実施の際にかかげた「教員組織の充実」、「適材適所」、「専門性の発揮」、「資質の向上」といった理念の実現が全く困難になったことはつきりと示している。

個々人の自発的意思を踏みにじったところで強要される異動によつては「専門性の発揮」や「資質の向上」があり得ないことはいうまでもないことである。(中略)

こうした欠陥だらけの「異動要綱」を実施するために、この「異動要綱」を使って、八王子養護学校破壊を自「目的化した政治的・意図的な異動を強行し、私たちに對して異動を強行したことに端的に示されたものこそ、本「異動要綱」の本質である。私たちは、この「異動要綱」が八王子養護学校破壊のために使われたことを断じて許すことができない。

都教委は、本「異動要綱」実施の非を素直に認めるべきである。

はっきりさせなければならぬことは、教育不在の都教委の教員人事行政によつてもたらされた混乱の一切のつげが、日々、子供達の上にのしかかっているということである。

■強制異動が卒業生にもたらしたもの

1985年度、強制異動反対運動に関連して、卒業生の大島証人は次のように証言している。

「上司から、お前は仕事が遅いから、もうあしたから来なくていいといわれ、もう会社やめたい、ほかの会社へ移りたいがどうしようかなあという悩み。ハンデキャップがあるから、ごみ扱いされ、気持ちがおかしくなると、会社で差別を感じたりする。ものがいえないから、働きにくくていいっていわれたり、ハンデキャップがあるから、給料も少なくされている。……同じ仕事をやっていても、健康者は15万円もらっていて僕たちは8万ちょっとしかもらえないから、おかしいなと思う。そんな時先生と話をしていると、でもあしたから、また会社に行こうという気持ちにさせられた。

それで、強制異動があると聞いた時、親よりも相談相手になってくれた先生たちが、いなくなってしまうと思うと、とても苦しい気分になり、青年学級の夏の旅行の旅先で文章を書きました。」と署名用紙を作った動機について証言している。

さらに、署名は友達と話して、友達に書いてもらい、退勤後一緒に回って電話をかけて

集めたり、会社の上司などへ署名をあげて500ほど集めたという。

「集めた署名を都教委に持って行ったが、受けとってくれないので、机の上に置いてきた。八養校長あてにもお願いしたが、校長が話をしてくれないので、文章にして書きました。

社会に出て、現実にはさまざまな不安があり、そういう中で相談相手の先生が学校からいなくなったら困るというのは、友達もみんなそう思っている。だから、校長室にお願いしにいったところ、校長があんまり聞く耳がなかったで、卒業生の一人が『ふざけないで！』っていいました。校長があんまり話を聞かなかったで、『何が校長か』と思った。」と、署名集めのために奔走したことや、都教委・校長などの不誠実さに苦慮したといっている。

強制異動後、学校に行くことは「あんまりありません」、「学校が違うから行きにくい」と、大島証人は、こたえている。

強制異動が、卒業生にとって、喜びも悲しみも相談できる教師がいて、心の拠り所であった学校から、単なる器としての建物にしてしまったことを「……心も傷ついて、毎日傷ついていくから、とても暗い気分になった」と、大島証人にいわせている。

■転任処分は違法・不当性

本件要綱に基づく異動は障害児教育にとつて著しいマイナスをもたらすばかりか、各学校、各職員の継続的教育を破壊し、教員の自主的活動を破壊し、一方で組合の活動を破壊するものである。そして、そのようなものであることは、本件要綱実施後7年を経た今日、益々明らかなものとなりつつある。

従って、このような教育基本法の精神に反する違法・不当な異動要綱に基づく本件転任処分もまた著しく違法・不当であり、取り消されるべきである。

裁 決

一九九一年九月一八日、東京都人事委員会は次のように裁決した。(結論のみ要約)

「各転任処分は、本件転任事件申立人らの身分、俸給等に不利益を生ぜしめず、客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴うものではなく、また、他に特段の事情も認められないから、地公法第四九条第一項にいう不利益な処分ではない。」

「不利益な処分ということはできないから、その違法、不当について判断するまでもなく、その各不服申立てはいずれも不適法として却下されるべきものである」

好きだった「生兵法実践主義」

深 沢 忠

すぐく天気の良い朝だったと思う、同じ職場の極地方式研究会の会員から突然、高橋先生の死去を知らされた。知らせてくれた彼は、十何年来の非常にまじめな極地研の会員で、高橋先生とも親交が深かったので遺体が発見されたその夜、仙台から連絡を受けたらしい。それからしばらくして、極地方式研究会の事務局から悲報を知らせる葉書が届いた。

私も、二十年近く極地方式研究会の会員なのだが、典型的な不良会員だったから、研究会集にもあまり参加せず、参加してもレポート一本持ち寄りなかった。研究会に参加できなかったのは、日程が全国解放教育研究会とぶつかることが多く、市芦弾圧以降はたいてい会議や公平委員会審理にひつかかったということもあるが、それはほとんど言い訳に近い。極地方式研究会の参加者は全員レポート持参で、受けつけでその有無を確かめられたから、レポートなしで参加するにはずいぶん勇気がいったが、いつもレポートが書けぬままに参加していた。

高橋先生は、研究会の大切さと、実践レポートを書くことの大切さを特に強調されてい

た。教師が研究会から切れたとき、どんなに優秀で、どんなに研究熱心な教師であっても、その人の力は衰弱していくしかない。また、実践レポートはどんな形でもいいから書かなければならない、授業で感じたことをたった一行書いてもそれは立派な実践レポートなのだ、と。

それにつけても、私の場合、徹底した不良会員であったと思う。そんないい加減な会員が、二十年近くも極地研の会員であり続けたのは、高橋先生にひかれるところが大きかったと思う。私にとっては、極地研の魅力は高橋先生の魅力と言っても過言ではなかった。理科の授業を考えていく上で、私にとって先生の存在は非常に大きかった。にもかかわらず、高橋先生とは何度も出会いながら、私は一度も口をきいたことがない。数回参加した極地研の全国研究会や、何度か訪れて下さった神戸での研究会集で、私はほとんど発言もせず、会の片隅に座って高橋先生の話しに聞き入っていただけだった。

あるとき、高橋先生は、継続して授業研究に入っておられた小学校で、きれいに整えら

れていた花壇をとうとう雑草園にしてしまったという話をされたことがある。花壇という四角い区切られた土地から自然に繁殖する雑草を追い出し、そこに集まってくる小動物を排除して、商品化されたきれいな植物を整然と並べて咲かせる。そういうことが、先生はあまり好きではなかったらしい。むしろ、狭い土地にどこからともなく飛んできたさまざまな種子が芽ぶき、多数の小動物がそこには集まってくる。その小動物を食べるために少し大きな動物も集まってくる。雑草園には、はるかに豊かな生態系が小さいながらもできあがる。学校がそのまま形になったような単純で貧弱な花壇の生態系とはまるで違っている。「そこに(雑草園に)段ボールの箱をかぶせて一週間ぐらい放っておくでしょう。生徒たちとそれを開けてみるとね、光を受けない雑草の葉っぱは葉緑素を失って、黄色くなって枯れているんですね。それだけではないんですよ。小さな虫や蛙が入っている。それを食べに来た蛇までが入っているんですよ。」本当に楽しそうに語り、「でも、とうとう見苦しいからと元のきれいな花壇に戻されてしまいました」と残念そうに語る高橋先生の印象的だった。

「木の新芽は何でもてんぶらにして食べられますよ」と語る語り口には、本当にやって食べてみようと思わせる魅力があった。先生

の「生兵法実践主義」「大ざっぱ主義」「単純主義」の発想が、私はたいへん好きだった。その発想からたくさんの魅力的な実験や教材を生み出され、私は、それを使って生徒たちに授業をしてきた。しかし、私たちが引き継がなければならぬものは、そうした教材ではなく、それを生み出した発想そのものだと思っている。

また、高橋先生は、徹底して身近なところで高度な科学をやさしく教えようとしていた。極地方式のスローガンは「やさしくて本質的授業の創造」であった。そうした本物の授業が創造されれば教室のなかで学力差は消え、大学生も小学生もその区別はなくなるというのが先生の主張でもあった。

教材研究や授業に対する発想が変わってくと、実にたのしい発見がある。家の中にあるコンセントの左右の穴の大きさが違っていること、その一方からは電気が流れてくるがもう一方からは全く流れてこないこと、コードが切れていて線が一本だけしかつながつていなくても電球がつくこと、しかもそれが全て電流の法則で説明がつく。非常に刺激的な発見だった。

モーターはコイルと磁石。発電機もコイルと磁石。それじゃ、発電機に電流を流すとモーターになるのかな。発電機が回り出す。スピーカーはコイルと磁石と振動板。それじゃ、

バケツにコイルと磁石をはりつけるとスピーカーになるのかな。バケツから音が聞こえてくる。モーターからも音が聞こえてくる。遠くにあった電磁気学が足音をたてて近寄ってきた。こうした教師の感動は確実に生徒に伝わった。

テレビは電気教材の宝庫。テレビを生徒と一緒に分解し、そこからさまざまな部品を取り出し、それを使って授業をした。テレビの分解後、教室に残るゴミの山を想像して授業にはいった。終わってみると教室の中はきれいさっぱりと片づいていた。掃除嫌いの生徒が、自分の手で教室を掃除してしまったのは驚かされた。そこで得た部品（整流ダイオード）とクロム線と電球一個で簡単に磁石製造機が作れる。磁石をただの鉄の棒に簡単に変えてしまうこともできる。魔法を手に入れたような気分になれる。

高度な科学を徹底して身近に引き寄せて学んで行こうとする姿勢で一貫していた。学校教育が、学習を重ねさせることで次第に生徒たちを本質的な科学から遠ざけ、科学を一部の人のための占有物にしてきたのとは正反対のところで、高橋先生は子どもたちと共に科学してきたように思える。

同じテキストは三年が限度。こうした考えは、教師が常に子どもと科学をつなぐための発見を日常不断に続けていかなければ、授

業は徐々に死んでいくという非常に厳しい立場に自分をたたせていたことの証だろうと思う。

こういう思想に支えられた極地方式の理科の授業研究に出会ったのは、一九七〇年代の半ば、ちょうど私たち市立芦屋高校の教師が、部落研の「わかる授業要求」の前で立ち往生していた時期であった。家庭訪問を繰り返してやっとつれてきた生徒を、授業のなかで再び絶望させるということを繰り返していた時期であった。

市立芦屋高校は、一九六〇年代のはじめ、生徒激増期に、「少しでも多くの子どもたちを高校へ」と願う母親たちによってすすめられた市立高校増設運動によって創設された。

しかし、市立芦屋高校の出発時には、当局によって、母親たちの願いは踏みにじられ、「生まれながらの一流校」をめざす学校へと変質させられていた。しかしながら、ほぼ十年がかりで少しずつ受験体制は見直されていき、地域の父母・子どもたちの要求に応えられる学校になるための下地作りが進められていった。そして一九七一年、高校進学率が九〇％から九五％へさしかかるうとしていた時期に、残された五％の子どもたちの教育要求を真正面から受け止めていこうとする歩みが始まった。

それ以後、私たちは、輪切り選別の中で放

よって仕組みられたものであったと思うが、その出会いによって、私たちは闘いのための一つの大きな武器を手に入れたと思っている

まだまだ学ぶことはたくさん残っていたと思う。今度お会いしたときには、非力な私でもそろそろ高橋先生とも話ができるかなと思っていた矢先、たくさん仕事をやり残したまま逝ってしまった。私の父にしても、祖母にしても、聞いておかなければならない話を全く聞かぬうちに逝ってしまった。こうしたいつも後手を踏んでしまう人との関係を、いつ

活動日誌／抜粋／91.12.11～92.1.22

12.11 「最高裁の不当判決糾弾！永島さんを励ます集い」に参加。

12 事務局会議。通信No.53発送

24 通信No.54発送。

1.7 法対会議。

9 第三九回公開口頭審理

(小林証人不出頭)

10 市芦分会新年会。

13 救援会会計監査。

14 麦の家新年会。

16 芦屋地労協旗開き。社会党芦屋総支部旗開き。

17 国鉄闘争に連帯する阪神地域の会旗開き。

18 現代史を考える会定例会。

までもたちきれずに持ち越していく私のふがいなさは、相変わらずなのです。

残念としかいいようのない高橋先生の死を、今は、先生の残されたものを少しでも引き継いでいきたいという決意で、見送るしかありません。

一九九一年十一月

編集後記

年末年始、種々の集いに参加した。中でも全港湾建設支部主催の永島さんを励ます会は心に残った。十一月の最高裁反動判決をうけ、当該・支援共に一定の決断がせまられていた。支部主催とはいえ会場には多くの他労組支援者が集う中で、公然と組合内部の相互批判が肉声でとびかう。彼女を支えた分会が他方で自主生産の維持に日夜おわれている。支援と当該が各々の生活をかけてぶつかり合う。しかし、最もきびしい批判者が実は最もしんどいところで当該を支えていたのかもしれない。机上の情勢分析であきらめしか組織しえぬ小官僚を生まぬ彼らの仲間づくりに学ぶことは多い。一人一人の情念を楽しく発露させる闘いを今年は目ざしてがんばりましょう。

市芦救済会決算報告

第5期（自1991年1月1日
至1991年12月31日）決算報告

第6期予算（案）（自1992年1月1日
至1992年12月31日）

〔歳入〕

科目	決算額	予算額	備考
会費収入	835,000	1,100,000	
カンパ収入	178,700	800,000	
雑収入	99,135	20,000	利息、通信売り上げ
前期繰越	3,160,914	2,612,351	
合計	4,273,749	4,532,351	

〔歳出〕

科目	決算額	予算額	備考
法対費	827,089	800,000	顧問料、資料コピー代、食料代
通信費	232,154	500,000	通信発送費、ハガキ、封筒、ラベル、振替料
印刷費	411,810	800,000	通信製版代、紙代、現像プリント、フィルム代
会議費	26,900	50,000	弁護団・法対会議部屋代、集会部屋代
旅費交通費	53,740	120,000	旅費、ガソリン代、駐車代、高速代
事務局費	89,199	120,000	書籍、録音テープ、電池、文房具他
諸負担額	16,103	20,000	参加費、他団体会費、購読料
雑費	4,403	5,000	
時期繰越	2,612,351	2,117,351	
合計	4,273,749	4,532,351	

1992年1月13日

上記の通り相違ありません。

上記は正確適正であると認めます。

会 計 小川文夫
監査委員 前川耕造㊤
三村直人㊤

御礼とお願い

市芦救援会事務局

会員の皆様をはじめとして、ご支援いただいています皆様に日頃のご支援を深く感謝いたします。

上記に市芦救援会の第五期の決算報告並びに第六期の予算案をお知らせします。

市芦反弾圧闘争も丸五年が過ぎ一つの節目を迎えることになりました。改めて腹をくくり直し、がんばらなければならない時期に致ったと思っております。

今期は会費・カンパ等の収入もかなり落ち込み苦しい会計となりましたが、旅費交通費、事務局費の支出をできる限り押さえることで、何とか約二六〇万の繰越金を確保いたしました。闘争の長期化を考えるならば、少し心許ない会計となってきました。皆様にはなお一層の御支援をお願いするものです。

最後になりましたが、通信で皆様にお願い申し上げておりました冬期カンパにつきまして、多くの方からご協力をいただきました。厚くお礼を申し上げます。